

# 【鹿島埠頭のアピールポイント（他社との違い）】



## ① 通勤可能

京浜港などの主要港湾は、船内居住の上、係留場所も日によって変わるため、毎日帰宅することが出来無いようですが、鹿島埠頭の場合は、（法律的位置付けは船内居住となっていますが）係留場所も決まっているので、**毎日通勤することが可能で、仕事が終われば自宅に帰れます。**

## ② 若手社員のまかない業務は不要（食堂あり）

一般的な船会社では、若手社員が早朝、作業の合間に食事の準備をしますが、鹿島埠頭では、基本的には、**基地にある食堂で食事を取ることが出来ます。**また、食事内容は、栄養士が献立を作成し、食事面から船員の体調管理に配慮しています。

4月に入社した船員は、「**まかないの準備をしなくて済むのは魅力的**」と喜んでおります。



## ③ 拘束時間が短い（フレックスタイムと転船システムを導入）

他社では、企業毎に決められた定時（08:00～16:30 など）に出勤し、その前後は時間外となりますが、鹿島埠頭の場合は、他社に先駆けてフレックスタイムを導入し、**作業時間に合わせて船毎に出・退勤しています。（拘束時間は7.5時間）**

また、フレックスタイムと合わせて、他社にはない「転船」という仕組みを導入し、必要最小限の曳船で作業を行っています。（「転船」とは、午後からの作業を他の船に乗組員ごと乗り移って対応することをいいます。こうすることで、どの船に乗っても同じように作業ができるという、船員としてのスキルアップにも繋がっています。）



## 【乗組員からのメッセージ】

当社は、タグボート9隻（新造船も増加）を所有し、近年乗組員については二十代の人員や県外出身者の増加が顕著に見られます。他社との大きな違いは出勤体制で、フレックスタイムが確立されており**拘束時間の短縮化**が図られていると共に、**食堂が完備**されており、**炊事当番の必要がありません。**また、タグを停泊する基地があり、自家用車での通勤体制となっております。

このような基本的な労働条件は、長時間働く上で重要なメリットとなります。ぜひ当社に就職して一緒に働きましょう。

## 【必要な資格】

鹿島埠頭の曳船船員として働くためには、以下の海技免状が必要になります。

甲板員：海技免状(航海)5級以上 機関員：海技免状(機関)4級以上

※その他、自動車運転免許証